

【縣市町村事例】

“合併処理浄化槽転換事業から学んだこと”

岐阜県下呂市上下水道部下水道課
課長 谷田部 武一

1. 市の概要

岐阜県の中東部に位置しする下呂市は、平成 16 年 3 月 1 日旧益田郡の萩原町、小坂町下呂町、金山町、馬瀬村の 5 町村が合併して誕生した。

北は高山市、南は関市、白川町、七宗町、西は郡上市、東は中津川と長野県に接している。面積は、851.21km² で、山林が全体の約 9 割を占めており、市内の中央に飛騨川と西側にある清流馬瀬川が流れる周囲には、霊峰御嶽山をはじめ 1 千メートルを越える急峻な山々がそびえ、飛騨木曾川国定公園や県立自然公園なども位置する自然豊かな地域である。

この豊かな自然によって育まれたお米、野菜、川魚などの農水産物や飛騨牛、なつとく豚などの農畜産物等が食卓を彩る。

また、市内の中心地には、日本三名泉の一つにうたわれる下呂温泉があり、年間宿泊者数が 100 万人以上訪れる賑わう「まち」でもある。

2. 下水道事業の概要

当市の下水道は、1,528ha の区域面積の中に公共下水道事業が 3 処理場、特定環境保全公共下水道事業が 5 処理場、農業集落排水事業が 10 処理場、小規模集合処理排水事業が 3 処理場あり合計で 21 処理場と約 400km に及ぶ管路施設がある。これらの施設は平成元年度から平成 19 年度にかけて整備された。

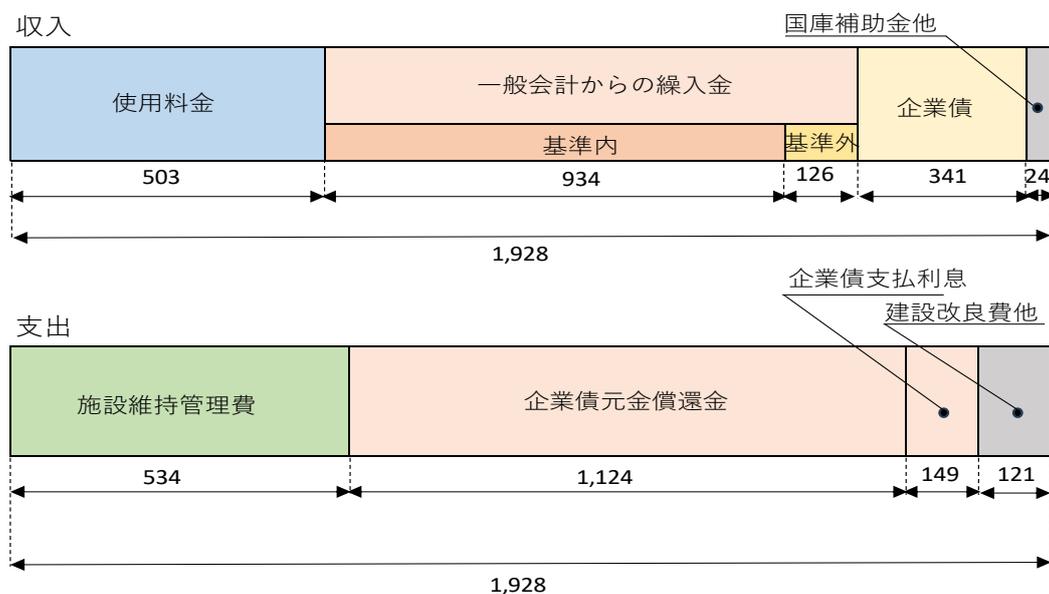


図 1 令和 5 年度下呂市の下水道事業の収支状況 (単位: 百万円)

令和5年度の(令和6年3月末)の行政区域内人口 29,202 人の内、25,598 人が下水道処理区域人口であり、つなぎ込み率が約 85%で 21,765 人である。

図1に令和5年度の下水道事業の収支状況を示す。下水道事業は、河川などの公共用水域の水質保全という役割を担っているため、一般会計からある程度の負担は認められるが、当市の場合、認められた金額以上を充てていることでなんとか運営している。

しかしながら、地方公営企業法では、独立採算制が原則とされておりこのまま一般会計の繰入金に依存し続けるのは、将来世代に負担を残すものと思料する。

加えて、建設改良処理場等施設の老朽化に伴う更新や平成9年度以前に建設された処理場については、耐震性能を有していないとされており、これらの耐震対策に係る建設改良事業費用が更にのしかかり、経営を圧迫する。

図2は、令和元年度から令和30年度までの企業債元金償還と建設改良事業費の推移を表したものである。

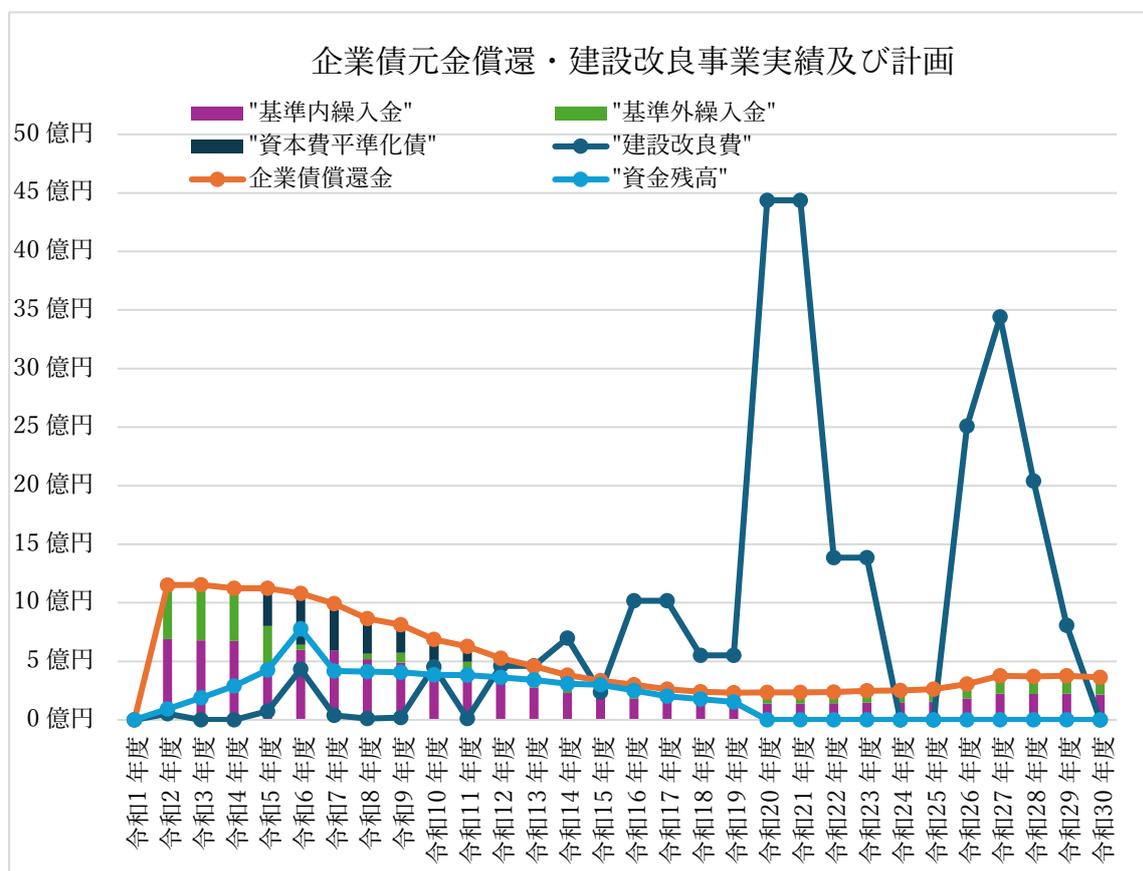


図2 企業債元金償還と建設改良事業費の推移 (令和元年度から令和30年度)

先に記述したとおり 21 処理場の内、建設年度から古いものは、36 年経過するところであり、標準耐用年数とされる 40 年を迎える令和 10 年度を皮切りに徐々に施設数が増えていく。市町村合併以前の施設であるため、建設時期が重なり令和 19 年度以降は、複数の処理場が更新時期を迎えることになる。

また、企業債元金償還金残高にあっては、ピーク時の平成 20 年度に約 222 億円あったものが、令和 5 年度末には約 71 億円まで減少した。

しかし、今後想定される建設改良費用に対して新たな企業債の借入れが必要となる。

3. 下水道事業の経営改善に向けた取り組み

これまでも経費削減に向けた取り組みをおこなってきた例えば、施設の維持管理業務や料金徴収業務を包括的に民間委託することにより、市町村合併時に 32 名いた上下水道担当職員を 11 名まで削減したことまた、令和 2 年度から特別会計から地方公営企業会計(法適用)としたことにより、財政状況の明確化が図れるようになった。

しかし、昨今の物価高騰や人件費の上昇による経費負担の増加、人口減少に伴う料金収入の減少等、下水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなっている。

こうした現状を踏まえ、下水道事業の経営改善に向けた取り組みについて二本の柱を掲げ進めるよう計画した。

先ず一つ目の柱は、今後の人口減少等を見据えた「下水道使用料金の改定」についてである。

もう一つは、集合処理から個別処理への事業転換である。

いわゆる下水道から合併処理浄化槽に転換するものであり対象となるのは、汚水処理単価が高くなる傾向にある小規模な処理場(図 3 参照)について事業転換する対象処理場の選定を行った。

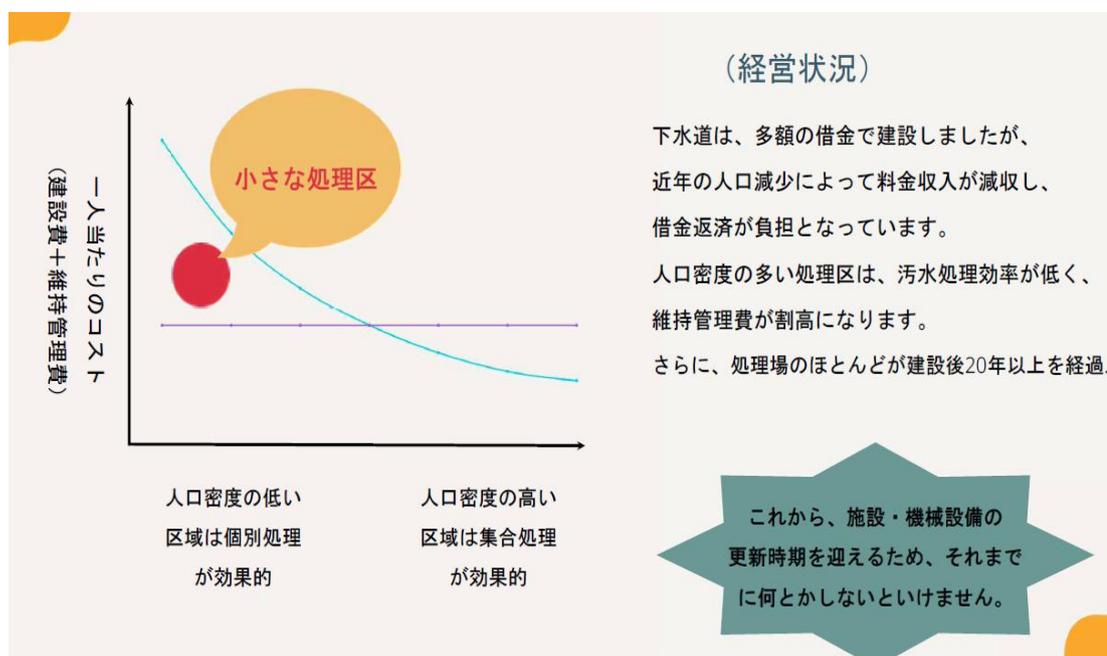


図 3 小規模な処理場の事業転換の必要性

当時の 21 処理場の内、農業集落排水事業 5 処理場、小規模集合処理排水事業で 3 処理場を対象とした。

一方で、対象外となった処理場については、汚泥肥料の生産施設があることまた、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業については、従来であれば脱水汚泥を焼却処分

しているが、合併処理浄化槽に転換することにより、し尿処理施設に搬入し、そこで脱水してから焼却処分する処理方法に変更となる。

これに伴いし尿処理センターでの受け入れ能力に不足が生じる恐れがあるため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を対象から除外することにした。

次に対象処理場についての合併処理浄化槽転換までの流れ(図4)である。

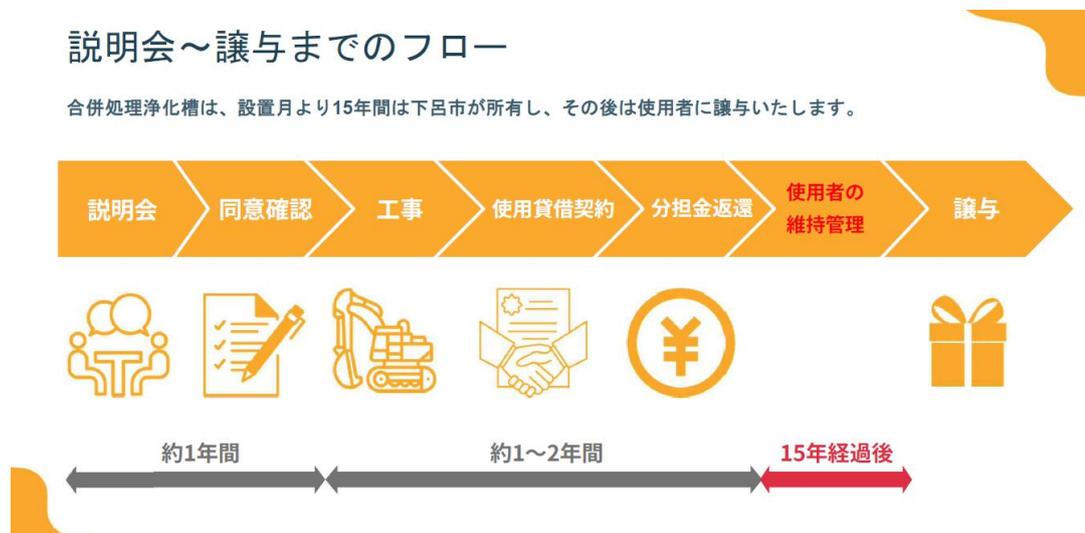


図4 合併処理浄化槽転換までの流れ

まずは、合併処理浄化槽転換事業の同意を得るべく、令和4年10月から令和6年11月までの間に8つの処理場の対象者(約330戸)に対し、1回から3回程度の説明会を開催した。

先ず、事業実施条件として対象者全員の同意を必要とした。これは、一人でも反対すれば、処理場を運転しなければならないため、同意を得た方のみ合併処理浄化槽を設置していくのは下水道維持管理費用が減らない上、料金収入だけが減るという結果となり、返って経営を圧迫する恐れがある。

対象者全員から同意を得た後、当市において合併処理浄化槽の設置を行い設置後の15年間までは、当市が所有者となる。それ以降については、建物所有者に譲与することになる。これは、設置後直ちに譲与することにより、建物所有者に対し「一時所得税」の対象となるからである。事業協力頂く対象者に不利益を生じさせないという配慮である。

また、更に建設ときに頂いた受益者加入分担金を全額返還することで、事業協力を促すこととした。

結果としては、対象となる8つの処理場の内、1つの処理場について事業廃止するに至り当時あった21処理場は現在、20処理場となった。

この事業廃止した処理場は、対象戸数が3戸という条件もあり、対象者全員からの同意を得ることができたため、その翌年には合併処理浄化槽に転換し、同年には当該処理場の撤去を行った。

ただし、下水管路については、合併処理浄化槽の処理水の排水に活用できることから、当市が、引き続き当該施設の所有者となり、現在もその維持管理を行っている。

一方で、同意が得られなかった残りの7つの処理場については、下水道事業を継続することとなるが、令和12年3月末までに同意を得ることができれば、転換事業が進むことになる。

合併処理浄化槽転換事業の事業効果は、図5のとおり、一時的な支出負担が増すが、将来世代への負担軽減の効果を期待するものである。

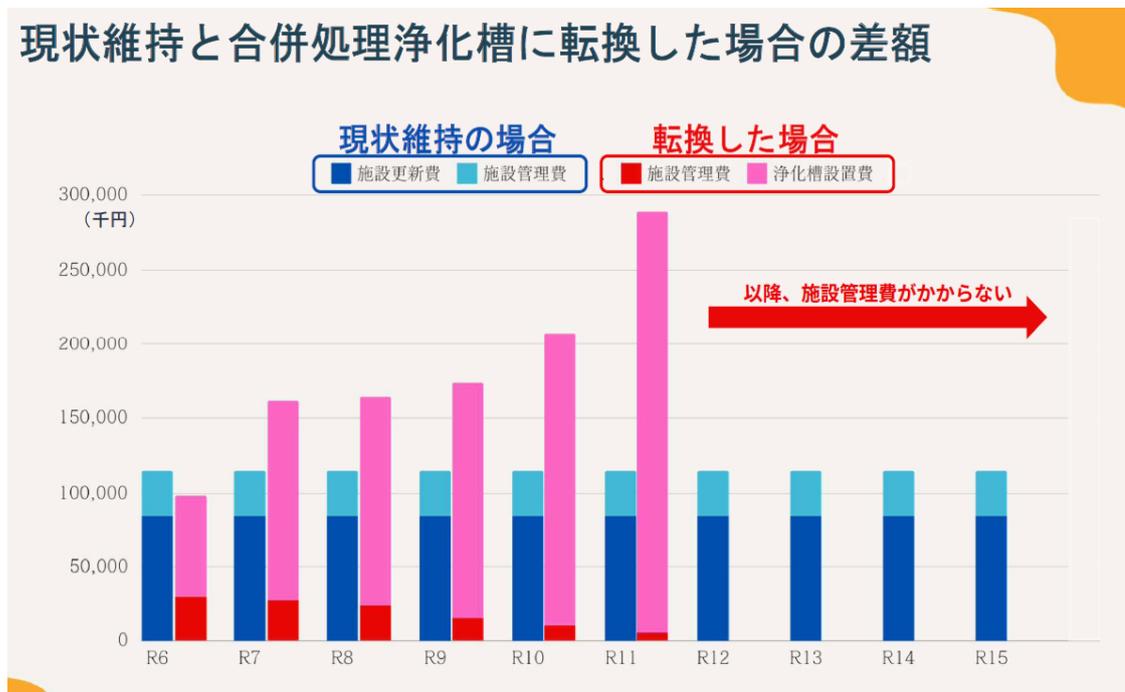


図5 合併処理浄化槽転換事業による費用負担の軽減効果

同意が得られなかった7つの処理場について、希望する3つの処理場の対象者にアンケート調査をおこなったところ、図6のような結果となった。

賛成が反対を上回っているが、対象者全員からの同意を得るには至っておらず、7つの処理場については、今後の事業実施の見通しは立っていない。

また、「どちらでもない」という意見も多数あり、合併処理浄化槽転換事業の制度設計の見直しについて検討する必要があると感じた。ここで、説明会での反対意見を一部紹介したい。

「家族の人数に合わせた合併処理浄化槽にしてほしい、金額(浄化槽の維持管理費)が高すぎる。」

「合併処理浄化槽の臭いが気になる。」

アンケート実施の3処理区の結果

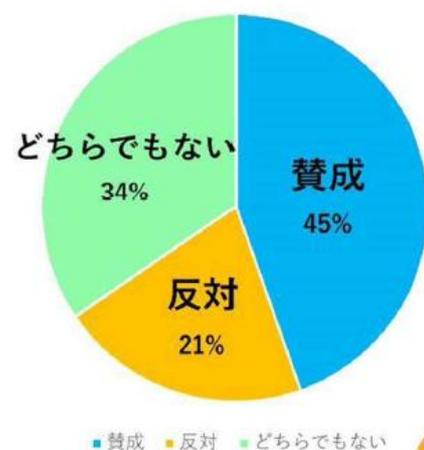


図6 転換事業に関するアンケート結果

「合併処理浄化槽は、個人が維持管理することになり不安である。」

「比較的使用水量の少ない高齢世帯等では、下水道使用料金の方が安価であり、賛成できない。」などの意見があがった。

4. 合併処理浄化槽転換事業から学んだこと

当市では、平成元年度から平成19年度にかけ下水道整備事業を進めてきた。これによって、公共水域の水質保全と市民の公衆衛生の向上が図られてきたのは間違いない。

逆に言えば、下水道整備事業がなかったら、現在の水洗化がここまで進んでいたかという思いに駆られる。

しかし、行政主導型で推し進めてきた下水道整備事業を廃止し、合併処理浄化槽に転換する正に政策転換に対して理解を求めることは、一度や二度の説明会で同意を得るのは、容易ではない。

将来世代が安心して暮らせる「水」環境をいかにして残すかが原点であることを合併処理浄化槽転換事業から学んだ。